

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 26 号	登録年月日	令和 29 年 3 月 3 日
申請番号	第 42 号	申請年月日	平成 27 年 9 月 3 日
特定農林水産物等の区分	第2類 生鮮肉類 牛肉		
特定農林水産物等の名称	米沢牛（ヨネザワギユウ）、YONEZAWA GYU		
特定農林水産物等の生産地	山形県置賜地域（米沢市、南陽市、長井市、高畠町、川西町、飯豊町、白鷹町、小国町）		
特定農林水産物等の特性	<p>(1) 品質</p> <p>米沢牛は、出荷時の月齢が生後 33 か月以上の黒毛和種かつ未經産雌牛の牛肉である。その品質は、公益社団法人日本食肉格付協会の「牛枝肉取引規格」による格付結果において、肉質等級 3 等級以上である。</p> <p>(2) 社会的評価</p> <p>米沢牛は、品質の高さ、食味の良さから、しばしば日本三大和牛と称されるが、その背景には、長きにわたる伝統の蓄積がある。</p> <p>明治初期に米沢市内に最初の牛肉店が開店されて以来、米沢牛は、その品質が高く評価され、おもてなし料理のための肉として扱われてきた。現在でも、米沢周辺に訪れる観光客は、米沢牛のステーキ・すき焼き・しゃぶしゃぶを楽しみにするほどの目玉商品となっている。また、明治 32 年の奥羽本線開通に伴って米沢駅で販売開始された米沢牛駅弁は、これまで 120 年の歴史を経た現在でも販売され、高い人気を博している。このように、米沢牛は消費者の間に広く認識され、我が国の牛肉食の文化における存在感は小さくない。</p> <p>米沢牛の社会的評価の高さを反映する指標としては、取引価格がある。東京都中央卸売市場食肉市場の和牛めす枝肉（A4、A5）平均価格と比べると、米沢牛のそれは、2 割程度高い（平成 25～27 年度）。</p> <p>さらに、民間調査機関による百貨店・スーパーの牛肉仕入れ担当バイヤーを対象にした調査によれば、米沢牛の「品質」と「味」は、国内主要ブランド牛の中において、高い評価（品質：2 位、味：3 位）を受けている。（日経リサーチ調べ。平成 27 年 11 月 30 日 日経 MJ より）。</p>		

<p>特定農林水産物等の生産の方法</p>	<p>米沢牛の生産方法は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 素牛 素牛は、黒毛和種の未経産雌牛とする。</p> <p>(2) 肥育 生産地（置賜地域）内での飼育期間が最も長く、かつ最終飼育地とする。出荷時の生後月齢は 33 か月以上とする。</p> <p>(3) 枝肉の基準 以下の基準をすべて満たしていること。</p> <p>① 黒毛和種の未経産雌牛であること ② と畜時の生後月齢は 33 か月以上であること ③ 公益社団法人日本食肉格付協会が定める牛枝肉取引規格の肉質等級 3 等級以上であること</p> <p>(4) 最終製品としての形態 米沢牛の最終製品としての形態は、牛肉である。</p>
<p>特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由</p>	<p>明治維新により米沢藩は廃止され米沢県となり、初代県知事上杉茂憲は、明治 4 年、「興譲館（こうじょうかん）」（米沢藩第九代藩主上杉鷹山が開校した藩校）に英国人教師チャールズ・ヘンリー・ダラス氏を招き、英語・地理を教授させた。明治 8 年、ダラス氏が任期を終え米沢を離れる際に、添川村（現在の飯豊町）産の一头の牛を横浜居留地へ持ち帰った。その牛肉を味わった人々がその旨さを口々に褒め称えたことから、ダラス氏は米沢の家畜商と横浜の間屋を契約させ「米沢牛」として売出した。これが評判となり「米沢牛」が全国に知れわたる端緒となった。</p> <p>また、ダラス氏の勧めで明治 8 年に米沢市内に最初の牛肉店が開店されて以来、多くの牛肉販売専門店が次々と開業した。明治以降、米沢では絹織物が産業として興っており、京、大阪など関西地方から織物の買い付けに訪れた商人を相手に米沢牛の「牛鍋」をご馳走することが多かったという。牛肉の味に慣れていた関西の人々を魅了したことが、米沢牛の評判を全国的に広めるきっかけになったと考えられる。</p> <p>このように、米沢の地において米沢牛の需要が伸びたことにより、米沢周辺で肉牛肥育が盛んとなり、大正初期には年間 300 頭を超すと畜頭数となった。</p> <p>昭和 53 年 12 月、置賜地域の肉牛生産者の肥育技術の研鑽・向上を図るため、「置賜牛枝肉共進会」が開催された。この取り組みは現在も継続し、開催数は 80 回を超えている。（平成 5 年「米沢牛枝肉共進会」に改称。平成 14 年からは、4 月・7 月開催の「米沢牛枝肉共励会」と 12 月開催の「米沢牛枝肉共進会」に改編）</p>

	<p>昭和 60 年代、肉牛の取引は、主流であった生体取引から、枝肉取引に移行されつつあった。昭和 63 年 5 月、米沢牛の安定的な東京食肉市場への枝肉出荷に向け「米沢牛出荷組合」を結成。</p> <p>平成 4 年には、米沢牛の更なる銘柄確立のため、行政・関係団体一体となって「米沢牛銘柄推進協議会」が発足した。協議会の発足により、米沢牛の統一基準が定められた。</p> <p>平成 19 年 3 月には地域団体商標として「米沢牛」が登録され、地域ブランドの信頼性を高めている。</p>
<p>特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績</p>	<p>明治 4 年から旧米沢藩校である「興讓館（こうじょうかん）」において英語・地理の教鞭を執った英国人教師チャールズ・ヘンリー・ダラス氏が、明治 8 年、横浜の外国人居留地に帰る折り、一頭の米沢の牛を連れて帰り振る舞ったところ、美味しさに一同感嘆したことが「米沢牛」の歴史のはじまりと伝承されている。</p> <p>明治中頃までには、米沢及び周辺に放牧場やと畜場が設置されるなど、産業としての米沢牛の生産が始まった。</p> <p>平成 4 年、米沢牛の銘柄の確立を図り、生産と流通の振興に資する目的から「米沢牛銘柄推進協議会」が設立される。協議会によって「米沢牛の定義」が明確に定められ、素牛や出荷基準など生産方法が統一され、現在に至るまでその生産を継続している。</p>
<p>規則第 5 条第 2 項各号に掲げる事項</p>	<p>法第 13 条第 1 項第 4 号ロの該当の有無：該当する 商標権者の氏名又は名称：山形おきたま農業協同組合 登録商標：米沢牛 指定商品又は指定役務：第 29 類 米沢産の牛肉 商標登録の登録番号：第 5029824 号 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）： 〔登録日〕平成 19 年 3 月 2 日 〔更新登録日〕平成 28 年 9 月 20 日 〔存続期間満了日〕令和 9 年 3 月 2 日 専用使用権者の氏名又は名称：－ 商標権者等の承諾の年月日：－</p>
<p>登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>米沢牛銘柄推進協議会 山形県東置賜郡川西町大字上小松 978-1 会長 近藤 洋介</p>

備考

1. [特定農林水産物等の区分]

変更登録年月日：令和5年12月22日

(変更前) 第6類 生鮮肉類 牛肉

(変更後) 第2類 生鮮肉類 牛肉

2. [特定農林水産物等の特性]

変更登録年月日：令和5年12月22日

(変更前)

(1) 品質

米沢牛は、出荷時の月齢が生後32か月以上の黒毛和牛かつ未経産雌牛の牛肉である。

(変更後)

(1) 品質

米沢牛は、出荷時の月齢が生後33か月以上の黒毛和牛かつ未経産雌牛の牛肉である。

3. [特定農林水産物等の生産の方法]

変更登録年月日：令和5年12月22日

(変更前)

(2) 肥育

生産地（置賜地域）内での飼育期間が最も長く、かつ最終飼育地とする。出荷時の生後月齢は32か月以上とする。

(3) 枝肉の基準

以下の基準をすべて満たしていること。

- ① 黒毛和種の未経産雌牛であること
- ② と畜時の生後月齢は32か月以上であること

(変更後)

(2) 肥育

生産地（置賜地域）内での飼育期間が最も長く、かつ最終飼育地とする。出荷時の生後月齢は33か月以上とする。

(3) 枝肉の基準

以下の基準をすべて満たしていること。

- ① 黒毛和種の未経産雌牛であること
- ② と畜時の生後月齢は33か月以上であること

4. [規則第5条第2項各号に掲げる事項]

変更登録年月日：令和5年12月22日

(変更前)

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：平成19年3月2日、平成28

年9月2日更新

(変更後)

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

[登録日] 平成19年3月2日

[更新登録日] 平成28年9月8日

[存続期間満了日] 令和9年3月2日

5. [登録生産者団体の代表者の氏名の変更]

変更登録年月日：令和6年7月12日

(変更前) 代表者の氏名：会長 中川 勝

(変更後) 代表者の氏名：会長 近藤 洋介